

定期検査手数料

種類	内容	区分	手数料額	
質量計		ひょう量100kg以下	1,400円	
		ひょう量250kg以下	1,800円	
		ひょう量500kg以下	2,200円	
		ひょう量500kg超	3,100円	
		(1) 検出部が電気式又は光電式のものであってひょう量が1t以下のもの		
		(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみのあるもの		250円
	非自動はかり	(3) (1)又は(2)に掲げる以外のもの	ひょう量100kg以下	500円
			ひょう量250kg以下	900円
			ひょう量500kg以下	1,500円
			ひょう量1t以下	2,100円
			ひょう量2t以下	3,700円
			ひょう量5t以下	6,900円
			ひょう量10t以下	10,700円
			ひょう量20t以下	15,000円
			ひょう量30t以下	19,100円
ひょう量40t以下			21,600円	
	ひょう量50t以下	29,800円		
	ひょう量50t超	51,200円		
	分銅・定量おもり・定量増おもり		10円	

注1) 最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、この表に掲げる金額の2倍の額とする。

注2) 定期検査を特定計量器の所在場所で行う場合は、この表に掲げる額に100円を加えた額とする。